

北海道告示第11245号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和5年9月5日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その12)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
<p>1 入院医療機関における外国人患者の受入れ体制確保事業費補助金 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関における新型コロナウイルス感染症患者等である外国人について、院内等での感染拡大を防ぎながら、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制を整備し、国籍に関わらず適切な入院治療が提供される環境を確保することを目的とし、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、道が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関(選出予定を含む。)」である医療機関の開設者とする。</p>	<p>外国人患者の受入れにあたり必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用(従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。)であって、次の経費とする。 (経費)賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する書類</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		
<p>2 医療機関再開等支援事業 新型コロナウイルス感染症により休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関に対して、継続・再開の支援を行うことにより、地域において必要な</p>	<p>新型コロナウイルス感染症患者が発生したことにより、医療機関の全部の休業、入院業務の休止、外来業務の休止、入院病棟の一部休棟、新規入院の休止又は外</p>	<p>事業を実施するために必要な次に掲げる経費。 (1) HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る)購入費、備品購入費 (2) HEPAフィルター付パーテーション購入費、備品</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合を除く。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する書類</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬務課</p>		

<p>診療等の機能を維持することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>来の一部閉鎖を行った医療機関</p>	<p>購入費 (3) 消毒経費、需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>金その他の収入金の控除等を行う。</p>	<p>別に指示する書類</p>				
---	-----------------------	--	-------------------------	-----------------	--	--	--	--